

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて（学生版、第5報）

教務委員長
石井勝弘

学生各位

5月25日の政府の東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の5都道県（以下5都道県という。）の緊急事態宣言が解除され、基本的対処方針も変更されました、

それを受けて、登校についての取り扱いを変更します。

7月31日までは「新しい生活様式」の定着等を前提とした「移行期間」であり、今後6月19日、7月10日を区切りとし段階的に緩和される予定です。本学でもこれに則り、段階的に対応を変更していく予定です。

（登校について）

1. 5都道県以外に在住の学生

登校することができます。大講義室で講義を受けることも可能です。

なお、日常生活において「新しい生活様式」の実践をお願いします。

（大学から配布された「20200526案新しい生活様式.pdf」を参照ください）

2. 5都道県に在住の学生

学習、研究、及び、事業実践活動は、原則、在宅、または、所属先企業で行ってください。

講義、ゼミ、打合せ等はインターネットを活用してください。

実験等でやむを得ず登校が必要な場合は、指導教員と相談し、学長の許可を得てください。

*登校する場合は、1. に従ってください。

（外出自粛について）

3. 5都道県への移動、および、その地域からの人への接触控えてください。

以上。